

佐賀県告示第 90 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

令和 7 年 5 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 261 号	佐賀県重要文化財 （工芸品）	鉄絵蒲公英文茶碗	1 口	西松浦郡有田町 戸杓乙 3100 番地 1 佐賀県立九州陶磁文化館	佐賀県
重第 262 号	佐賀県重要文化財 （書跡）	「帰雲飛雨」 副島種臣筆	1 面	佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 佐賀県立美術館	佐賀県
重第 263 号	佐賀県重要文化財 （考古資料）	丁亥年銘刻書 紡錘車	1 点	小城市小城町 158 番地 4 小城市立歴史資料館	小城市